

## 住宅建築の遅延などで入居が遅れた方へ

☎ 税務課市民税担当 ☎ 23-2148

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅建築の遅延などで住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居した場合と同様に住宅ローン控除を受けることができます。

### ▶ 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置

入居期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っているなどの要件を満たし、令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。

◆要件 注文住宅を新築する場合:令和2年9月未まで契約していること 分譲住宅・既存住宅の取得、増改築等の場合:令和2年11月末まで契約していること

### ▶ 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税

取得後に行った増改築工事などの遅れにより入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っているなどの要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」となります。

◆要件 ①既存住宅取得の日から5カ月後まで、または関連税法の施行の日(令和2年4月30日)から2カ月後(令和2年6月29日)までに増改築等の契約が行われていること ②取得した既存住宅の増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で増改築等後の住宅へ入居が遅れたこと

## 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

☎ 税務課市民税担当 ☎ 23-2148

自家用自動車を取得した場合の自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する措置が延長されます。

◆対象 令和3年3月31日までに、購入価格が50万円を超える車両を取得した人

◆延長期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日

◆措置内容 自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

## 国民健康保険税の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった世帯の国民健康保険税を減免します。

◆対象 次のいずれかに該当する世帯 ①生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ②生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯

◆要件 世帯の主たる生計維持者につき ①事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ②令和

元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること ③減少することが見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

◆減免期間 令和2年2月から令和3年3月までの納期限のもの

◆減免割合 10分の2～10分の10

※対象の①に該当する場合は、全額。対象の②に該当する場合は、算出した対象保険税額に減免の割合を乗じた額

◆その他 後期高齢者医療保険料や制度の詳細は分かり次第お知らせします。

## 介護保険料の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった第一号被保険者の介護保険料を減免します。

◆対象 次のいずれかに該当する場合 ①生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合 ②生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する場合

◆要件 世帯の主たる生計維持者につき ①事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ②減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

◆減免期間 令和2年2月から令和3年3月までの納期限のもの

◆減免割合 10分の8～10分の10

※対象の①に該当する場合は、全額。対象の②に該当する場合は、算出した対象保険料に減免の割合を乗じた額

## チケット払戻請求権を放棄した観客などへの寄附金控除の適用

☎ 税務課市民税担当 ☎ 23-2148

中止などされた文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄)ことを選択した人は、その金額分が「寄附」とみなされ、所得税の寄附金控除の対象となります。

◆要件 文化庁・スポーツ庁が指定した、現に中止・延期・規模縮小されたイベントであること

◆必要書類 主催者が発行する対象の指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書

◆個人住民税における対応 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方公共団体の個人住民税の税額控除の対象となります。

※税額控除割合:県民税4%、市民税6%

## 税に関する支援情報

### 納税が困難な方へ(徴収猶予の特例制度) ☎ 納税課滞納整理担当 ☎ 23-5148

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、一時に納付が困難であると認められた場合、おおむね1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。(担保の提供は不要。延滞金もかかりません。)

また、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業などの状況に応じて納付していただくこともできます。

感染症拡大防止の観点からも、徴収猶予の特例制度や申請、その他の納税全般に係る各種問い合わせについては、事前に電話やメールでご相談ください。

◆対象者 次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少していること ②新型コロナウイルス感染症の影響により、一時に納入を行うことが困難であること

◆対象税目 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、個人市民税、法人市民税、固定資産税などすべての市税(国民健康保険税含む)

◆申請 特例制度を受けるには、関係法令の施行から2カ月後の令和2年6月30日まで、または猶予の対象と

## 中小事業者等が所有する償却資産、事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2148

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税と都市計画税を減免します。

◆対象・要件 ①令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて10分の3以上減少している中小事業者等 ②令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、市に申告された場合に限り適用

※中小事業者等とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

◆対象資産 設備等の償却資産、事業用家屋

◆軽減額 連続する3カ月間の売上高前期比が、10分の3以上減少した場合は2分の1を軽減し、10分の5以上減少した場合は全額を免除

なる税目の納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか収入や現預金の状況がわかる資料などを提出していただきますが、提出が難しい場合は、口頭で伺います。

徴収猶予申請書は、担当課あてに郵送で提出願います。(窓口での受付もできます)なお、申請書などは、納税課、各総合支所市民福祉課窓口、および市ウェブサイト([http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46\\_38790\\_225.html](http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46_38790_225.html))からダウンロードできます。

### ◆申請書の郵送先

〒989-6188 大崎市古川七日町1-1

大崎市総務部納税課「徴収猶予担当」あて

### ◆問合せ先

納税課滞納整理担当 ☎23-5148

松山総合支所市民福祉課 ☎55-2114

三本木総合支所市民福祉課 ☎52-2113

鹿島台総合支所市民福祉課 ☎56-7114

岩出山総合支所市民福祉課 ☎72-1212

鳴子総合支所市民福祉課 ☎82-2019

田尻総合支所市民福祉課 ☎39-1114

## 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2148

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、中小事業者等が新たに投資した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置について、適用となる対象資産に事業用家屋と構築物が加わり、適用期間が2年間延長されます。

◆対象 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等

◆対象資産 機械装置・器具備品などの償却資産、事業用家屋、構築物

※構築物は、塀、看板(広告塔)や受変電設備などです。

### ◆要件

事業用家屋:取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

構築物:旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

◆集中投資期間 令和5年3月31日まで延長

◆特例措置 固定資産税を投資後3年間軽減